

新型コロナウイルス感染症対策として 「自宅療養者支援ステーション」の開設および 訪問診療・訪問看護等を実施する体制整備を行います

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本来、入院または宿泊療養すべき状態であっても、やむを得ず自宅療養となっている方が、現在 1,000 人前後で推移しています。自宅療養者の健康と命を守るため、9月1日から3カ所の「自宅療養者支援ステーション」を保健センター内に設置するとともに、杉並区医師会、訪問看護ステーションと連携し、自宅療養者への訪問等による診療・看護等を行う体制を整備します。

1 自宅療養者支援ステーションの開設

感染症対策を担う保健予防課のランチとして、3カ所の保健センター内に、「自宅療養者支援ステーション」を設置し、対象の方にパルスオキシメーター等の物品を配布するとともに、保健師・看護師と応援職員によるきめ細やかな健康観察と必要な相談支援を行います。

- 実施開始日 令和3年9月1日から
- 実施場所 3カ所の保健センター（荻窪・高井戸・高円寺）内に新たに設置
- 業務内容 ① マイハーシス（アプリ）等に加え、1日に午前・午後の2回電話による自宅療養者全員の健康観察
② 連絡不応者等への訪問による安否確認
③ 自宅療養者からの相談対応
④ 自宅療養者への物品配送（酸素濃縮装置、パルスオキシメーター、食品）
- 応援体制 全庁的に応援職員 66 人を確保し、体制強化を図ります。これに伴い業務継続計画（新型コロナウイルス感染症対策用）を発動し、一部の業務を停止します。

2 訪問診療・訪問看護等を実施する体制整備

- 酸素濃縮装置を活用した訪問診療及び訪問看護の実施
杉並区医師会と訪問看護ステーションの協力を得て、動脈血酸素飽和度の低下等、容態の悪化した自宅療養者に対し、訪問診療（在宅酸素療法、薬物の投与など必要に応じた治療）と医師の指示による訪問看護を行います。
- 健康観察を中心とした訪問看護の導入
保健所が訪問看護による看護、観察等が必要と判断した自宅療養者に対し、区が委託した訪問看護ステーションの看護師が自宅療養者宅を訪問し体調管理を行います。

【問い合わせ先】

- 杉並保健所健康推進課：03-3391-1355（直通）
- 杉並保健所保健予防課：03-3391-1025（直通）
- 保健福祉部地域保健調整担当：03-3312-2111 内線3041
- 総務部広報課：03-3312-2111（代表）